

議案第17号

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区役所総合庁舎に設置している証明書自動交付機を多機能端末機及び証明書簡易発行端末機に入れ替えることに伴い、印鑑登録証明書の交付に係る申請の手続を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例（平成21年葛飾区条例第41号）第2条第2号に規定する証明書簡易発行端末機を利用することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

第19条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 区長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該印鑑登録の証明を受けようとする者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

第19条の2の見出し中「証明書自動交付機及び」を削り、同条中「証明書自動交付機及び同条第3号に規定する」を削る。

第2条 葛飾区印鑑条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項を削る。

第19条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第2項を削る。

付 則

この条例中第1条の規定は平成27年7月21日から、第2条の規定は平成28年7月1日から施行する。